

建設部

建設委員会

【議案（単行）関係資料】

（当初予算関係）

2月20日提出

令和6年第1回定例会（2月議会）
建設部 提出資料

令和6年2月20日
建設部

建設委員会

【議案関係】

- | | | | |
|-----------|----------------------------------|-----|---|
| ○ 建築 住宅 課 | 秋田県建築基準条例の一部を改正する条例案について | ・・・ | 3 |
| | 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案について | ・・・ | 5 |

1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の一部改正により、建築物の敷地と道路との関係に関する制限の緩和等に係る特定行政庁について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

知事が建築物の敷地と道路との関係に関する制限の緩和等を行うことができる市町村の区域に、建築副主事を置く市町村の区域を加えることとする。

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとする。

【参考】新設される建築副主事

○建築副主事

二級建築士が設計することができる、木造2階建ての住宅等の小規模な建築物等について、建築確認や完了検査の事務を行うことができる。

○二級建築士が設計できる範囲（概要）

構造・高さ等・階数	木造		木造以外 (鉄骨造等)	全ての構造
	高さ13m以下で軒の高さ9m以下	高さ13m超又は軒の高さ9m超		
延べ面積 (㎡)	階数1	階数2以上		
300㎡以下				
300㎡を超え500㎡以下				
500㎡を超え 1,000㎡以下	一般			
	特定※			
1,000㎡を超える	一般			
	特定※			

二級建築士が設計できる範囲

一級建築士でなければ設計できない範囲

※特定：学校、病院、劇場、映画館、観覧場及び公会堂等の建築物

新	旧
<p>(制限の緩和) 第十二条 特定行政庁（法第九十七条の二第一項の建築主事又は同条第二項の建築副主事を置く市町村の区域については、知事）は、交通上、安全上、避難上その他法の目的を達成する上で支障がないと認めた場合においては、第六条から前条までの規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(制限の緩和) 第十二条 特定行政庁（法第九十七条の二第一項の市町村の区域については、知事）は、交通上、安全上、避難上その他法の目的を達成する上で支障がないと認めた場合においては、第六条から前条までの規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。</p> <p>2 略</p>

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

建築住宅課

1 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による建築基準法施行令の一部改正により、既存の建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外の認定等に係る手数料の額を定める必要がある。

2 改正内容

(1) 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定による既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えにおける敷地と道路との関係に関する制限の適用除外の認定に係る手数料の額を、申請1件につき2万7千円とする。

(2) 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えにおける道路内の建築制限の適用除外の認定に係る手数料の額を、申請1件につき2万7千円とする。

3 施行期日

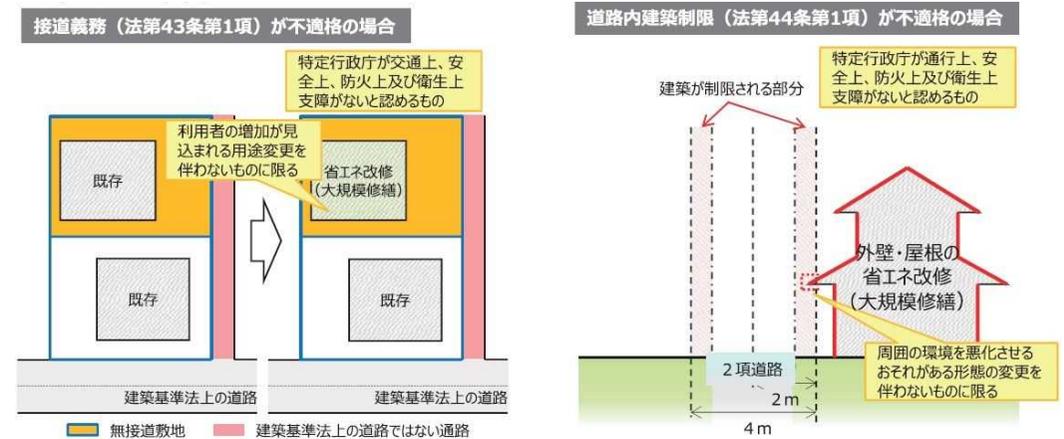
この条例は、令和6年4月1日から施行することとする。

【参考】建築基準法施行令の改正内容

○接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物については、現行規定を適用するため、大規模修繕等となる省エネ改修を行うことができない。

○そのため、既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限の遡及適用を合理化し、政令で定める範囲内において大規模修繕等する場合には、現行基準を適用しない。

<政令で定める範囲のイメージ>



新		旧	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
一〇五十九 略	略	一〇五十九 略	略
六十 令第三百三十七条の十二第六項の規定による既存の建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請	二万七千円		
六十一 令第三百三十七条の十二第七項の規定による既存の建築物の道路内の建築制限の適用除外に係る認定の申請	二万七千円		
六十二 略	略	六十 略	略
備考 略		備考 略	